

報告事項 1

令和6年2月定例県議会の概要について

令和6年2月19日から3月25日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和6年3月26日

総務課

令和6年2月議会 質問一覧

【代表質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	川嶋太郎	自民	3 活力と魅力あふれる愛知の実現について (4) 子供の体力向上に向けた取組について	教育	保健体育課	
2	鈴木純	民主	7 誰もが活躍できる社会の実現について (2) 教員のICT活用能力の向上について	教育	ICT教育推進課	

【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
1	林文夫	自民	1 教員の多忙化解消について (1) 学校マネジメント強化支援事業について (2) ラーケーション推進事業について	教育	教職員課	
			2 部活動の地域移行・地域連携について (1) 指導者の確保について (2) 保護者の負担軽減について	教育	保健体育課	
			3 商工会・商店街等の街路灯の維持管理支援について	経産		
2	神谷和利	自民	1 へき地教育の充実について (1) 複式学級編成基準及び専科指導教員について (2) ふるさと出会い創造推進事業の拡充について	教育	財務施設課	
			2 林業労働力の確保・育成について	農基		知事答弁
			3 若年者雇用対策について	建築		

令和6年2月議会 質問一覧

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
4	政木りか	自民	1 発災時に命を守るための実効性のある取組について			
			(1) 避難所となる県立学校における地震災害への備えについて	教育	総務課	
			(2) 地域が一体となった防災の取組	防災		
			2 明和高校に設置する中高一貫校について			
			(1) 附属中学校の教育内容について	教育	中高一貫教育室	
			(2) 校舎改築時の学びの保障への取組について	教育	財務施設課	
			(3) 音楽ホールの活用について	教育	あいちの学び推進課	
			3 2026年愛知・名古屋開催のアジア競技大会、アジアパラ競技大会の開会式および閉会式について	スポ		
5	増田成美	自民	1 教員不足について	教育	教職員課	
			2 高等学校における専門教科の教員の確保について	教育	教職員課	
			3 インバウンド誘致に向けた取り組みについて	観光		知事答弁
6	安井伸治	民主	1 多様な教員採用方法について			
			(1) 幼稚園教諭経験のある方が小学校教諭を目指すための工夫について	教育	教職員課	
			(2) 教員免許のない社会人採用を高等学校のみから中学校まで広げることについて	教育	教職員課	
			(3) 介護離職による介護理由退職者特別選考について	教育	教職員課	
			(4) 新規採用教諭に対する奨学金返還の補助制度について	教育	教職員課	
			2 色素性乾皮症について	福祉		
			3 視覚障がい者のサポートについて	福祉		
			4 愛知県図書館の読書バリアフリーの取組について	県民		
8	村瀬正臣	自民	1 アスリート盗撮の対策について	警察 スポ		
			2 障がい者の性の学びと相談体制について			
			(1) 県立特別支援学校での性教育について	教育	保健体育課	
			(2) 相談体制の充実について	教育	特別支援教育課	
			(3) 性被害を受けた方からの相談対応について	福祉		

令和6年2月議会 質問一覧

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
12	かじ山義章	民主	1 性犯罪・性暴力対策について			
			(1) 公立学校での被害防止に関する取組について	教育	保健体育課	
			(2) 子供の性被害現状と県警の取組	警察		
			2 ストーカー被害の対策について	警察		
21	今井隆喜	自民	1 県立高校の体育館等への空調設備の設置について			知事答弁
			(1) 整備の進め方について	教育	財務施設課	
			(2) 空調設備の熱源方式について	教育	財務施設課	
			2 介護報酬改定における施設の食費について	福祉		
			3 強度行動障害について	福祉		

【議案質疑】

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課	
第5区分	1番	伊藤貴治	自民	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	医療的ケア児の通学支援について	特支
	2番	杉浦友昭	自民	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	公立学校情報機器整備基金事業費について	ICT
	4番	柳沢英希	自民	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	教育情報通信ネットワーク運営費（デジタル採点システム）について	ICT
	10番	岡明彦	公明	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	アントレプレナーシップについて	
					(1) 半田高校附属中学校で予定している取組について	中高
					(2) 中高一貫校以外の県立高校におけるアントレプレナーシップの育成について	高校
	11番	井上しんや	減税	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	1 情報通信技術支援員配置事業費について	ICT
				2 小中学生対象のSNS相談事業費について	義務	
14番	神谷まさひろ	無所属	第9款 教育・スポーツ費			
			第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 高等学校費 第5項 特別支援学校費	教員の働き方改革、教員不足について		
				(1) 部活動指導員配置事業費補助金について		
				ア 事業の概要とこれまでの配置状況、新年度の配置予定について	保体	
				イ 中学校への部活動指導員の配置による効果と課題について	保体	
		(2) 小学校高学年における教科担任制の専科指導教員の配置について	財務			
		(3) 産休・育休取得者の代替教員の前倒し任用について	財務			

令和6年2月定例県議会教育・スポーツ委員会

3月11日（一斉委員会）

○議案審査

第69号議案

令和5年度愛知県一般会計補正予算（第7号）：教育委員会所管分
第85号議案

「工事請負契約の変更について（明和高等学校校舎等建築工事）」

【議案質疑】

なし

3月15日（定例委員会）

○議案審査

第1号議案

令和6年度愛知県一般会計予算：教育委員会所管分
第21号議案

「公立学校情報機器整備基金条例の制定について」

第50号議案

「愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例等の一部改正について」

第53号議案

「愛知県立学校条例の一部改正について」

○請願審査

請願第43号

「小中高生の新型コロナワクチン接種後体調不良者への合理的配慮」
について（教育関係）

【議案質疑】

宮島謙治 委員（自由民主党）

・ 県立高校の空調設備の設置について

下奥奈歩 委員（無所属）

・ 学校体育館などへのエアコン設置について

・ 中高一貫校について

【一般質問】

宮島謙治 委員（自由民主党）

・ 特別支援学級担任の資質向上について

島孝則 委員（あいち民主）

・ 県立高校での防災教育の取組について

大久保真一 委員（公明党）

・ 中高一貫教育について

・ 教員の働き方改革について

下奥奈歩 委員（無所属）

- ・生理用品のすべての高校トイレへの配置について
- ・学校給食の無償化について
- ・高校 Web 出願をめぐる問題について

谷口知美 委員（あいち民主）

- ・多忙化解消ロードマップについて

川嶋太郎 委員（自由民主党）

- ・県立高校における制服の状況や選定について

【質問要旨】

3 活力と魅力あふれる愛知の実現について

(4) 子供の体力向上に向けた取組について

今年度の全国体力テストの結果をどのように受け止め、今後、どのような取組を行っていくのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(4) 子供の体力向上に向けた取組についてお答えいたします。

本県の今年度の全国体力テストの結果、8つの項目のうちの多くで昨年度を上回りましたが、全国との差は依然として大きく、今後も適切な対策を講じていく必要がある、と考えております。

今年度、県教育委員会では、中京大学の教授の協力を得て、昨年度の体力テストのデータを分析した結果、愛知の子供たちは、握力や上体起こしなどの筋力を測る項目が弱く、全力で体を動かす機会が不足していることがわかりました。

また、本県では、「運動やスポーツが好き」、「運動が大切」、「体育の授業にいつも進んで参加している」と答えた割合が、小中学生の男女ともに低く、一方、これら3つの項目は、体力測定値が上位の県では、高いことが明らかになりました。

こうした分析結果を踏まえ、来年度から「あいっ子・体力向上作戦」をキャッチフレーズとして、「タグラグビー」や「フラッグフットボール」などの、運動が苦手な子供でも、楽しみながら思い切り体を動かすことができる種目を、体育の授業に積極的に取り入れるよう奨励するとともに、競技団体の協力を得て、学校への出前授業や、子供たちの主体性を伸ばす指導方法を学ぶ講習会などを、実施してまいります。

また、子供たちが健やかに成長していくためには、楽しみながら主体的に運動することに加え、食事や睡眠などの生活習慣も大変重要でございますので、家庭への啓発にも努め、学校と家庭が一体となって、子供たちの体力の向上に取り組んでまいります。

【質問要旨】

7 誰もが活躍できる社会の実現について

(2) 教員のICT活用能力の向上について

教員のICT活用能力の向上に向けたこれまでの取組とその成果、また、今後の取組について、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

(2) 教員のICT活用能力の向上についてお答えをいたします。

本県では、昨年度までに一人1台タブレット端末の整備を終えまして、日常的に活用する段階に入っており、その鍵となる教員のICT活用能力の向上に努めているところでございます。

具体的には、すべての教員を対象とする、経験やキャリアに応じた研修の実施に加え、県教育委員会のWebページによる効果的な活用事例の紹介や、活用ポイントをわかりやすく解説した動画の配信、ICT支援員による教員への支援などを行っております。

こうした取組を通して、AIが個人の理解度に合わせて出題する個別学習を始め、オンラインによる学習課題の指示と提出、プレゼンテーション資料のクラウド上での共同編集など、一人1台端末とネットワーク環境を活用した実践が広まってきております。

また、「授業にICTを活用して指導できる教員の割合」は、2019年度の62.8%から、昨年度は73.5%へと改善しております。

今後の取組としましては、ICTを苦手とする約25%の教員に焦点を当てて、県立高校では、ICT支援員による個別支援に加え、県教育委員会の職員が学校を直接訪問して、学校全体でICT活用を進める具体的な方策を助言してまいります。

また、小中学校につきましては、市町村教育委員会の指導主事がICTの活用について、より効果的に学校を指導できるよう、ICTの活用指導力に特化した研修会を開催するとともに、支援を必要とする市町村に対しては、県教育委員会の職員と文部科学省が認定したアドバイザーによる、学校訪問と個別相談を行ってまいります。

こうした伴走型の支援により、ICTを活用して指導できる教員の割合を100%に近づけ、一人1台タブレット端末を効果的に活用することによって、子供たちの学びの質を一層高めてまいります。

1番 自由民主党 林文夫議員

【質問要旨】

1 教員の多忙化解消について

(1) 役職定年後の元校長等を活用する「学校マネジメント強化支援事業」について、どのような効果を期待しているのか。

また、県立学校における実施校をさらに増やすことや、小中学校にも同様の事業を導入すべきと考えますが、今後の取組についてどのように考えているのか、お伺いします。

(2) 1月に市町村教育委員会や学校などを対象に実施した「ラーケーションの日」についてのアンケート調査では、校務支援員の配置について、どのような声があったのか。また、教員の働き方改革にもつながる「ラーケーション推進事業」の今後の継続展開をどのように考えているのかお伺いします。

2 部活動の地域移行・地域連携について

(1) 地域移行・地域連携の実施に向け、県が整備する人材バンクにより、指導者となる人材をどの様に確保していくのか、また、指導者の質の確保について、どの様に取り組んでいくのか、お伺いします。

(2) 部活動の地域移行・地域連携による保護者の負担軽減に対し、どの様に取り組んでいくのか、お伺いします。

【教育長答弁要旨】

1 (1) はじめに教員の多忙化解消について、まず、「学校マネジメント強化支援事業」における役職定年後の元校長等の活用の効果等についてお答えいたします。

教頭は校長の業務を補佐し、学校運営の中心となる存在であり、その業務は、人事管理、学校の様々な事務処理、保護者対応等の外部との調整、校舎管理など多岐にわたっております。近年は、これらの業務が複雑化、多様化し、教頭の多忙化に拍車をかけている状況でございます。

そこで、役職定年後の元校長や元教頭が培ってきた、豊かな知識と経験という財産を活かして、教頭を補佐することで、教頭がゆとりをもって業務を行える環境を整えることができるようになることを認識しております。これにより、教頭自身の力量を向上

させるとともに、教員の育成や業務の見直しに時間を向けることができるようになり、学校全体の多忙化の解消にも繋がる好循環が生まれてくると期待しております。

また、元校長等にとりましても、これまで培った知識や経験を活かし、部下の育成などに貢献ができることから、役職定年後も意欲をもって働いていただけると考えております。

このように、教頭の心の支え、多忙化の解消と、役職定年後の元校長等の活用という面でも、大変有効であると期待ができることから、来年度実施するモデル校での効果を検証の上、県立学校での実施校のさらなる拡充や、小中学校への導入に向けて、検討してまいりたいと考えております。

1 (2) 次に、「ラーケーションの日」に関するアンケート調査と、校務支援員を配置する「ラーケーション推進事業」の今後の展開について、お答えいたします。

「ラーケーションの日」に関するアンケート調査は、小中学校については、校務支援員を配置するモデル事業に参加していただいた18市町と、アンケートに協力していただいた17市町村の教育委員会・学校・保護者を対象に、また、県立高校と特別支援学校については、全ての学校・教職員・保護者等を対象に、1月中旬から2月上旬にかけて実施をいたしました。

現在、結果を取りまとめているところではありますが、モデル事業に参加いただいた大多数の教育委員会と小中学校からは、教職員の負担を軽減する校務支援員は、大変助かったので、今後もぜひ全校に配置してほしい、という意見が寄せられております。また、多くの県立高校と特別支援学校からも、今後も校務支援員を継続して配置してほしい、という意見が寄せられております。

モデル事業の今後の展開につきましては、小中学校は、今年度18市町430校に参加していただいておりますが、来年度は、35市町村801校に拡大し、参加をしていただく予定でございます。また、県立高校と特別支援学校は、今年度に引き続き、181校全校に、校務支援員を配置してまいります。

今後も、「ラーケーションの日」を円滑に実施・定着させていくには、学校への人的支援として、校務支援員を配置していくことは必要であると考えており、こうした休み方改革を進めることで、教職員の働き方改革にもつなげてまいります。

2 (1) 続いて、公立中学校において、休日の部活動の地域移行・地域連携を進めるために必要な指導者の確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、指導者の「量」と「質」を確保するため、活動の主体となる地域クラブと、地域クラブでの指導を希望する方をマッチングする、「人材バンクシステム」の準備を進めており、新年度の5月から本格稼働してまいります。

本県と同様に、人材バンクシステムにより、先行して指導者の人材確保に取り組んでいる千葉県では、昨年12月からシステムを稼働し、多くの指導者の登録があったと伺っております。

本県では、地域クラブの指導者となり得る人材を抱えている企業や大学と連携して、システム運用に向けた準備を進めており、その中で、地域貢献として指導者の確保に協力したいとの声も多くいただいておりますので、今後広く周知を図り、指導者となる人材を確保してまいります。

また、これまで部活動が担ってきた教育的機能を、地域クラブが継承していくためには、新たに指導者となっていただく方が、中学生の心身に関する知識や、発達段階に合った指導方法などを学ぶ必要がございますので、こうしたことが学べる研修動画を、システム内に盛り込む準備を進めております。

併せて、各市町村の地域クラブにおいて、確実に研修が実施されるよう、県と市町村が一体となって働きかけてまいります。

こうした取組により、公立中学校の休日の部活動の地域移行・地域連携における、指導者の「量」と「質」を確保してまいります。

2(2) 次に、保護者の新たな費用負担の軽減について、お答えいたします。

部活動の地域移行・地域連携を進めるにあたっては、議員お示しのとおり、指導者への謝金や施設使用料、事故やけがに備えた保険料など、新たな費用負担が発生いたします。

そこで、今年度は、運動部では12市町、文化部では9市町が国の実証事業に参加し、地域クラブへの参加費用の一部を負担することや、体育館などの使用料を減免することにより、保護者の費用負担を軽減する取組を行っております。

来年度は、運動部は20市町、文化部は22市町で実証事業を実施する予定であり、各市町において、保護者と自治体との適切な費用負担の在り方や、経済的に困窮する家庭に対する支援方策などについて検証を行い、その成果を県内53市町村で共有して、円滑な地域移行・地域連携につなげてまいります。

地域移行・地域連携に伴い必要となる財源については、全国の地方自治体共通の重

要な課題でございますので、全国知事会などを通じて、引き続き国に対し、強く要請してまいります。

また、議員お示しの、特殊勤務手当に充てられている財源の活用につきましては、国は現時点では否定的ですが、部活動の地域移行によって、使う先のなくなる財源であり、この財源を保護者の負担軽減に活用することは、大変有効な方策であると考えておりますので、県として国に対し、要請を行っているところでございます。

こうした取組を通して部活動の地域移行・地域連携を進め、希望する全ての中学生が休日にスポーツや文化芸術活動に親しめるよう、市町村と力を合わせて、しっかりと取り組んでまいります。

【要望】

それぞれに御答弁をいただきました。要望させていただきます。

教員の多忙化解消について、先生方の多忙を解消し、子どもと向き合う時間を確保するためには、あらゆる施策で教員をサポートする人的支援が必要であります。まず、学校マネジメント強化支援事業では、県立学校での拡充や、小中学校への導入を検討していく。学校管理職の多忙化解消は、教員の育成や業務の見直しに時間がとれ、学校全体の多忙化解消にもつながるとのことでありますので、早期にすべての県立学校、小中学校への導入を。

また、ラーケーション推進事業での校務支援員の配置は、日々の学校業務の全般の負担軽減にも大変役立っているとの現場の声を受け、その必要性を認識とのことであります。教職員の働き方改革にもつなげていくためにも、学校の実情に合わせ、校務支援員や非常勤講師等を柔軟に配置ができるよう、予算の拡充と継続実施を要望いたします。

部活動の地域移行・地域連携については、指導者の質と量の確保は、部活動の地域移行・地域連携の根幹と考えます。

指導者の研修は、各運営主体が行うべきものということであろうことかと思いますが、活動の運営方法は変われども、子どもたちにとって、その教育的意義は普遍であります。

各地域での、同一の教育的意義のもと、活動ができるよう、県としても地域活動クラブ等で必要とされている人材をしっかりと確保した上で、継続的に指導者の資質を保証する取組を実施すること。また、新たな費用負担に向け特殊勤務手当の財源を維持し、また、増額した上で、指導者への人件費活用を含め、保護者の負担を軽減する財源の確保や対策を強く国に働きかけるとともに、県としての対策を要望いたします。

【質問要旨】

1 へき地教育の充実について

- (1) 今後のへき地・小規模校や複式学級を有する学校の複式学級編制基準、小学校完全複式校における専科指導教員の配置について、教育長の見解をお伺いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も「ふるさと 出会いの創造推進事業」の県補助額を維持・継続するとともに、より活用しやすいものとしていく必要があると考えますが、教育長の見解をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

- (1) へき地教育のお尋ねのうち、まず、複式学級編制基準についてお答えいたします。

小学校では、1・2年生の複式学級は、国の基準より1人少ない7人とし、また、3・4年生及び5・6年生の複式学級では、2人少ない14人と、本県独自に基準を引き下げております。

中学校については、国の基準どおり、生徒数8人で複式学級を編制しておりますが、2年生に生徒が在籍しない場合には、1年生と3年生で複式学級としないようにしております。

こうした本県独自の基準の引き下げにより、今年度は、国基準では35校で46学級の複式学級となるところを、92学級のまま維持をし、それに伴い55人の教員を配置しているところでございます。

次に、へき地・小規模校の専科指導教員についてでございます。

全学年が複式編制となる完全複式校の多くは、特別支援学級を合わせると、1校あたりの学級数が4学級以上となっておりますが、本県では、1校あたり4または5学級の小規模な小学校には、専科指導教員を1名配置しております。

3学級以下の小学校には、低学年の国語や算数の授業を充実させるため、本県独自に非常勤講師を配置しております。

さらに、小学校高学年の教科担任制で配置をしている専科指導教員も、地域の実情に応じて活用できるようにもしております。

今後もこうした取組により、へき地・小規模校をしっかりと支援をしていくとともに、引き続き国に対し、教育条件の整備や教職員定数の充実を要請してまいります。

(2) 次に、「ふるさと 出会いの創造推進事業」について、お答えいたします。

この事業は、小規模化が進んでいるへき地の学校において、大きな集団の中で学び合う機会や、新たな人間関係を築く機会が少ないこと、また、生活圏が狭い範囲に限られがちであることなどから、子供たちの社会性が育ちにくいという課題を克服するために、各学校が行う取組に対して、県が、経費の半分を補助する事業でございます。

具体的には、複数の学校が合同して行う探究活動や、都市部の学校と相互に行き来をする交流活動、都市部の施設見学や地下鉄の乗車体験などの取組が行われております。

本事業を活用した学校からは、「人間関係を構築する力が高まった」「経験の幅が広がった」「社会のマナーやルールを意識して行動できるようになった」などの成果が報告されております。

このように、へき地の学校で学ぶ子供たちへの教育効果が高いことから、今後も、本事業の継続と、補助額の維持に努めるとともに、学校からは事業を早くスタートさせたいという声も聞いておりますので、補助金の事務手続きを合理化し、1学期の早い時期から事業に着手できるようにするなど、へき地教育の一層の充実を図ってまいります。

【質問要旨】

1 発災時に命を守るための実効性のある取組について

(1) 愛知県では、避難所となる県立学校において、どのように地震災害の発生に備えているのか、教育長にお伺いします。

2 明和高校に設置する中高一貫校について

(1) 明和高校附属中学校では、どのような特色のある教育を行っていくのか、お伺いいたします。

(2) 成長段階にある子どもたちへの学びを止めない取組として、生徒が長期間使用する仮設校舎ではどのような学びの保障がされるのか、また、グラウンドの使用が制約されることについてどう考えるのか、教育長にお伺いいたします。

(3) 新しく建設される音楽ホールを、どのように活用していくのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

1 (1) はじめに、避難所となる県立学校における地震災害への備えについて、お答えいたします。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の地震災害では、発災直後、市町村の職員が避難所を開設する前に、住民が学校へ押し寄せ、教職員が対応せざるを得なかったという教訓がございます。

県教育委員会では、このような教訓を踏まえ、すべての県立学校において、発災直後の混乱した状況に対応できるよう、地震災害への備えとして、「日常における対策」、「地震発生時の対応」、「学校再開に向けた対応」など段階別に整理した「地震・防災の手引き」を作成しております。

また、避難所に指定されている学校では、指定にあたって、施設利用計画、物資の備蓄、市町村の災害対策本部との連絡方法等について、市町村の防災担当と調整し、指定後も、定期的に協議を行い、円滑に避難者を受け入れられるよう体制を整えております。

具体的には、県立学校において、市町村の防災用品を保管し、発災時には、市町村が作成したマニュアルに沿って、体育館や武道場などで避難所を開設し、教職員もその運営に協力していくことなどを取り決めております。

さらに、避難所となる体育館や武道場に、指定避難所である旨を掲示するなどして、日ごろから、教職員の防災意識を高め、地震災害への備えに万全を期してまいります。

2(1) 明和高校に設置する中高一貫校についてのお尋ねのうち、はじめに、附属中学校の教育内容についてお答えいたします。

明和高校の附属中学校には、高校の普通科と音楽科に対応する形で、普通コースと音楽コースを設けます。

普通コースでは、すべての教科において、生徒同士や、教員と生徒による「対話」を重視した授業に取り組み、自分の考えを相手に説明したり、相手の話に真摯に耳を傾けたりしながら深く探究し、新たな価値を生み出す力を育ててまいります。

また、現在、明和高校で実施している、大学や研究機関と連携した高度な実験・実習や、海外からの留学生との交流などに、中学生の段階から参加することで、視野を広げ、探究心を引き出してまいります。

音楽コースでは、音楽の理論に関する授業や、新たに整備する音楽ホールを使用した実技の授業によって、音楽家としての基礎力を養ってまいります。

また、音楽以外の各教科の授業では、探究型の学びを行うことで、幅広い教養を身に付けた生徒を育ててまいります。

こうした特色ある教育を通して、明和高校の附属中学校では、新たな価値を創造し、目標に向かって粘り強く挑戦する「チェンジ・メーカー」を育成してまいります。

2(2) 次に、明和高校校舎改築時の学びの保障への取組についてお答えいたします。

議員お示しのとおり、校舎の建て替えは、学校敷地内にスペースがないため、既存校舎を取り壊し、その跡地に新校舎を整備することとしております。

そのため、新校舎が完成するまでの期間、グラウンドに設置する仮設校舎には、普通教室に加え、物理室、生物室、化学室、講義室など、既設校舎と同様の特別教室も整備し、先進的な理数系教育を実践するスーパーサイエンスハイスクールの取組に影響がでないようにしてまいります。

また、グラウンドに仮設校舎を設置することで、使用できる面積が半分となり、体育や運動部活動、体育祭などに支障が生じることから、体育の授業は、グラウンド、

体育館、武道場を効率的に活用していくよう学校と調整を図っております。

運動部活動については、名古屋市北区にあります元県立愛知工業高校跡地に、仮設グラウンドとしてサッカーコート1面、テニスコート3面、ハンドボールなどに使用できる多目的コート及びトイレ・休養室を今年度中に整備し、新年度4月から使用できるようにしてまいります。

なお、仮設グラウンドでの練習が困難な野球部などの運動部活動や体育祭についても近隣施設が使用できるよう調整を進めているところでございます。

県教育委員会といたしましては、工事期間においても、子どもたちができる限り不便を感じず、これまでと同様に前向きに取り組めるよう環境を整えてまいります。

2(3) 次に、音楽ホールの活用についてお答えいたします。

今回整備する音楽棟には、議員お示しのとおり、300人を収容できる音楽ホールを設けます。これにより、日頃から本番さながらの環境でレッスンが可能になるとともに、現在、外部のホールを借りて実施している国内外の著名な演奏家による公開レッスンなども校内で実施できるようになります。

また、音楽科の生徒と地域の小・中学校の生徒と一緒に演奏する音楽会や、吹奏楽部や合唱部が地域の方々をお招きして行うコンサートなどにも活用してまいります。

さらには、学校の教育活動にとどまらず、音楽を中心に学校と地域を結ぶ文化の交流拠点として、より創造的な活用ができるよう、明和高校の教職員や音楽・舞台芸術の専門家の意見を聞きながら検討を深めてまいります。

【要望】

アジア大会アジアパラ大会におきましても海外から色々なお客様が参ります。また、中高一貫校に関しましては、広く広範囲から中学生がまた新たにいろんな地域に通うことになってまいります。自分たちが住んでいる地域であれば、まだその地形もよく分かりますが、そうでない場合、やはりその地域に合ったその特性をしっかりと理解した上で、発災時にあっても自分たちが命を守れるように、実効性のある取組を学校と一緒に地域とこれから行っていただきたいと思っております。これは県内の公立学校だけではなく、私立の学校もそうだと思います。私の住んでいるところは明和高校も旭丘高校もですけども、私立の学校がたくさんあります。東海高校や中学校とかそれぞれたくさんありますので、そういったところの生徒たちも通勤通学のときに発災見舞われたときに、自分たちが命を守

れるようなそんな教育を愛知県で一体となってやっていただきたいと思います。

最後に、今回能登の珠洲市にお邪魔して、兵庫県の教育委員会のアースという震災の学校支援チームが、この石川県立の飯田高校の方にも入っていらっしゃいました。阪神淡路大震災の経験から最大のミスは、生徒たちの心のケアだ、その心のケアをしないとこれが1年先、3年先にまた同じことを思い起こすと。1月1日は誰もが忘れられません。アンバーサル反応というそうですが、正月が近づいてくると必ずまたハッと思い出してしまう。地震直後、その後も心のケアをしっかりと、これからの未来ある子供たちをぜひ日本全体で育てていただきたいと思います。また県庁職員、県警職員の皆さんも被災地に入って支援していただいております。本当にありがとうございます。あの体育館の冷たい床で寝泊まりしていらっしゃる皆さんにも敬意を表して心から感謝を申し上げたいと思います。

令和6年2月定例県議会 一般質問（2月29日） 教育長答弁要旨
5番 自由民主党 増田成美議員

【質問要旨】

1 教員不足について

愛知県の教員不足の解消に向けてどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いいたします。

2 高等学校における専門教科の教員の確保について

高等学校における専門教科の教員の確保に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

1 はじめに教員不足の解消に向けた取組についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、昨年5月1日現在で小学校、中学校、高校、特別支援学校を合わせて140人の教員不足が生じております。

これは、出身地の教員採用試験を受験し直して合格した、他県出身の若年層の退職など、自己都合による退職者が、採用計画の策定時の見込みより大幅に増加したことや、このところ増加傾向にある産休・育休等の取得者の代替講師を確保できなかったことが理由と考えております。

そこで、2024年度の採用にあたっては、定年引上げにより、今年度末の定年退職者がいないため、採用の必要がないところ、来年の退職予定人数の一部を前倒して採用し、平準化を図るとともに、始業式時点での未配置数や産休・育休代替の教員等の未配置数を採用することで、教員不足の解消が図られるものと考えております。

また、年度途中の産休・育休等の取得者の代替講師の成り手の掘り起こしを図るため、今年度から、現在、教員免許を持っていながら教職に就いていない、いわゆる「ペーパーティーチャー」を対象にした相談会を県内2か所で開催いたしました。6月と7月に実施した相談会でのアンケートでは、参加した87名の内、52名から、勤務を前向きに考えたいとの回答がありましたので、こうした方々に積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

こうした取組により、始業式時点で担任が未配置という状況をなくし、年度途中の産

休・育休等の代替講師の確保も、しっかりと進めることで、教員不足の解消に努めてまいります。

2 次に、高校における専門教科の教員の確保についてお答えいたします。

大学で専門教科の教員免許を取得する学生が少ないことが、教員採用試験において、一般教科と比べて志願倍率が低いことの要因になっていることは承知をしております。

これまで、毎年、教員採用の担当者が、11月から1月にかけて県内外の大学に出向き、主に3年生を対象に、教育現場の現状や教員採用試験についての説明を行ってまいりましたが、専門教科の教員を目指す学生を増やすため、今年度から対象者を1、2年生にも拡大し、教職の魅力に力点を置いた説明会を開催しております。さらに今後は、特に専門教科の学生に対して、所属する研究室やゼミを通じて直接リクルートを行うなど、教員志願者の掘り起こしを行ってまいります。

また、大学の教職課程の授業等において、教育委員会の職員が教職の魅力を伝える場を設けていただくことや、専門教科の教職課程の設置をお願いするなど、大学との連携も強化しながら、教員志願者の増加を図る取組も進めてまいります。

さらに、現在、工業、看護、福祉などの専門教科では、教員免許がなくても、専門的な知識や技能を持った社会の方が教員採用試験を受験できる制度がありますので、その制度のPRをしっかりと行うなど、専門教科の教員の確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

【質問要旨】

1 多様な教員採用方法について

- (1) 幼稚園教諭経験のある方が小学校教諭を目指しやすくするための工夫を教員採用選考試験で行うことはいかがでしょうか。
- (2) 本県の教員採用選考試験で行われている教員免許のない社会人の採用を高等学校のみから中学校まで広げてはいかがでしょうか。
- (3) 介護離職による介護理由退職者特別選考への出願可能期間を5年に延長してはいかがでしょうか。
- (4) 新規採用の教員に対する奨学金返還の補助制度を作ることに對する考えをお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

- (1) 多様な教員採用方法について、お尋ねいただきました。

始めに、幼稚園教諭経験のある方が小学校教諭を目指しやすくするための工夫についてお答えいたします。

幼稚園教育要領等においては、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めることが明記されております。

これに基づき、県教育委員会では、小1プロブレムへの対応も含めて、幼稚園・保育所や学校関係者などで構成される愛知県幼児教育研究協議会の開催や各種研修会を行っております。この研究協議会では、小学校への学びにつながる、幼児期に育みたい資質・能力や、幼稚園と保護者、地域、学校との情報共有のあり方について話し合う幼保小の円滑な連携・接続のための方策について研究を進め、その成果を市町村の教育委員会や学校現場にフィードバックをし、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に取り組んでおります。

議員お示しのとおり、幼稚園での勤務経験がある方が、その経験を小学校で生かしていただくことも、小1プロブレムへの対応に向けて有効であると考えております。

本県の教員採用試験では、国立又は公立の学校において正規教員として通算3年以上

の勤務実績を有する方について、第一次試験の教養試験を免除しており、幼稚園教諭の経験をもつ方が小学校教諭を目指しやすい仕組みになっております。

さらに、第一次試験において、小学校を受験する方が中学校教諭免許を所有している場合は加点しておりますので、今後は幼稚園教諭免許を所有している場合も加点対象とするなど改善を図っていきたいと考えております。

(2) 次に、愛知県の教員採用試験における、教員免許のない社会人の採用を、高校のみから中学校に広げることについてお答えいたします。

高校におきましては、数学や理科、工業等の教科において、一定の勤務経験を経て必要な知識や技能をもった社会人を選考し、正規教員として教育現場に迎え入れております。

一方、中学校においては、よりよい授業づくりを目指すために、学習内容によっては、その分野に専門的に取り組んでいる企業の方や大学の関係者等に依頼して、授業の支援をしていただく取組を行っております。

中学校においても、社会人の知見を有効に活用することは非常に有意義であると考えておりますので、大阪市など他の自治体での導入事例を参考に、中学校のどの教科で実施していくのが有効であるかを、中学校現場の意見も聞きながら、導入に向けた検討を進めてまいります。

(3) 次に、介護離職による介護理由退職者特別選考についてお答えいたします。

介護を理由として退職した方が、再び教員として現場で活躍していただくことは非常に重要なことであり、教育委員会といたしましてもそうした方が力を発揮できる環境を整える必要があると考えております。

このため、介護を理由にやむを得ず退職した方が、教員として復職しやすくできるよう、介護理由退職者特別選考においては、面接と小論文で選考を行ってまいりましたが、来年度からは、面接試験のみといたします。

そして、議員から御提案のありました、介護理由退職者特別選考の出願可能期間を3年から5年に延長することにつきましては、職場復帰の際のフォローアップ体制も考えながら、出願可能期間はなくしていきたいと考えております。一旦離職をされた方が教職に戻って来やすい環境を整え、経験豊かで意欲がある教員が再び教壇で活躍できるようにしてまいります。

(4) 最後に新規採用の教員に対する奨学金返還の補助制度についてお答えいたします。

奨学金の返還支援につきましては、1953年度から、小中学校の教員に就いた者を対象に、奨学金の全部または一部を免除する制度として開始された後、教員の採用倍率の改善や教員を優遇することに対する公平性などの理由から、1998年度に廃止された経緯がございます。

しかし、近年全国的な教員不足が大きな問題となっており、学生の教職への魅力を高める観点から、骨太の方針2023において、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を進めることが盛り込まれました。

教育委員会といたしましては、こうした制度の導入は、教員を目指す学生の増加につながると考えておりますが、現在、中央教育審議会において議論が始まったところでございますので、こうした国の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

【質問要旨】

2 障がい者の性の学びと相談体制について

- (1) 現在、県立特別支援学校では、性について、どのような授業を実施されているのか、また、今後どのように進めていくのか、お伺いします。
- (2) 性の問題は、障がい児にとっては相談しづらく、わざわざ予約をとってこの日のこの時間に相談をしなければならない環境をつくりあげることが、相談のハードルを上げていることにも繋がると懸念されますが、より身近で、相談しやすい体制の充実に向けてどのように考えるのか、お伺いします。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、県立特別支援学校における、性に関する授業について、お答えいたします。
障害のある子供たちに対する性に関する授業は、小学部から高等部まで、保健の授業を中心に、文部科学省が作成した「生きる力を育む保健教育の手引」などを活用しながら行われております。
特別支援学校に通う子供たちは、障害の内容や程度が様々でありますので、例えば、人の体には勝手に触れてはいけない部分や、むやみに見せてはいけない部分があることについて、聴覚障害の子供には手話やテロップを入れた動画を用い、視覚障害の子供には人形を使い、知的障害の子供にはその子が理解できるやさしい言葉で繰り返し伝えるなど、一人一人の障害の状態に応じて指導を行っております。
また、教員の指導スキルを向上させるため、各学校の養護教諭を集めて行った昨年度の研修会において、性行為に関するトラブルや望まない妊娠を避けるために、ある特別支援学校の高等部が比較的障害の軽い生徒を対象に行った、同意できない相手に対する断り方や避妊法を扱った実践事例の報告を行い、具体的な指導方法について学びました。
このように、特別支援学校における性に関する授業は、障害種ごとに、各学校の実情に応じて、個別に取り組んでおります。今後は、これまで各学校で取り組んできた様々な実践を、事例集として取りまとめ、特別支援学校全体で共有化することで、授業内容の改善につなげ、指導のさらなる充実を図ってまいります。

(2) 次に、相談体制の充実についてお答えをいたします。

特別支援学校においては、小中学校や高校に比べて教職員数が多いことから、担任や養護教諭などがチームとなって児童生徒からの心の相談に対応してまいりましたが、近年、相談内容が複雑化、深刻化をしており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的な知見や技術が必要となる場面が増えてきております。

特に、性のような、繊細な問題であるほど、専門の見地からのカウンセリングやアドバイスを早期解決につながることから、早い段階で相談をできるようにすることが重要となります。

しかし、特別支援学校の児童生徒には、障害の状況により、日ごろから接していて、信頼関係ができている相手でなければ、コミュニケーションを取ることが難しいことも多いため、ふだん接していないスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、直接本人の相談に乗ることが難しい面もございます。性の問題などは特にそうであり、毎日接している教員が、本人の言動などから問題を把握し、外部の専門機関と連携をして対応することが多くなっております。

そのため、日ごろからの相談体制が重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、障害のある子供たちにとって「身近な人」になれば、自分から直接相談をすることが可能となり、その効果も高くなることから、各学校に常駐をしていることが望ましいと考えております。

今後も、障害のある子供たちにとって、身近でより相談のしやすい体制を整えてまいります。

【要望】

次に、障がい者の性の学びと相談体制についての要望をいたします。

始めに、特別支援学校における性に関する指導についてです。

児童生徒一人一人の障害の状況などに応じて行われることが重要ではありますが、一方で、県内特別支援学校において、一定の統一性を持って性の学びに取り組んでいくことも重要であると考えます。

本県においても、学校現場で性に関する指導を行う先生方の支援の取組を充実させていただくことを要望します。

また、県立特別支援学校においても、相談件数は増加している中で、性問題に悩みを抱

えている児童生徒も少なくないと考えられます。中学校では週に1回はスクールカウンセラーが訪問していると聞いています。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの相談時間を増やすか、増員をして、県立特別支援学校も、まずは中学校と同程度の相談体制の充実を図っていただくことが必要であると考えます。

【質問要旨】

1 性犯罪・性暴力対策について

- (1) 性犯罪から身を守るための被害防止について、公立学校の現場においてはどのような取り組みをされているのか、教育長にお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

- (1) 公立学校における、子供たちを性の被害から守るための取組について、お答えいたします。

県内の公立の小中学校と高校、特別支援学校では、子供たちが、性の被害者にも加害者にもならないよう、文部科学省が作成した「生命(いのち)の安全教育」に関する教材と「指導の手引き」を参考にしながら、取組を進めております。

具体的には、保健の授業で、自分の心と体を大切にすることを始めとして、被害者が受ける深刻な心と体の影響や、相手とのほど良い距離感を保つことなどを学んでおります。

また、近年、SNSを介して性犯罪に巻き込まれるケースが増加していることを踏まえ、情報モラル教育の一環として、小学校高学年の「道徳」や中学校の「技術・家庭科」、高校の「情報Ⅰ」の授業において、発達段階に応じて、インターネット上に個人情報を不用意に書き込んだり写真を掲載したりしないことや、インターネット上で知らない人とつながることによる危険性などについて学んでおります。

さらに、教科の授業以外でも、携帯電話会社の専門家や警察官などを講師に招き、議員お示しの「性的グルーミング」の行為も含めて、実際に起こったトラブルや犯罪の事例をもとに、被害者にも加害者にもならないようにするための学びを行っております。

今後も、子供たちを性の被害から守るために、学校の教育活動全体で、しっかりと取り組んでまいります。

【要望】

私から要望をさせていただきたいと思います。

今回、性犯罪の被害について、特に子供についてお伺いをいたしました。

特に子供が、被害後すぐに被害に遭ったと認識できない人が、6割もいるといわれておりまして、また、認識をするまでに約7.5年かかるといわれております。7.5年といえますと、小学校1年生の子が、中学校2年生になるまでの期間であります。

私は、この「グルーミング」という言葉が、もっと社会全体に広まって、例えば、「パワハラ」とか「モラハラ」とか、それぐらいに社会全体に広まって、その周りの人も、「それ、グルーミングだよ」というような形で認知されるようになって欲しいと願うものであります。

先週、子供と接する仕事につく人の性犯罪歴の有無を確認する日本版DBS制度をめぐって、性犯罪歴の照会機関を、刑を終えてから10年だったものを20年とする方向で調整するという制度の記事がでておりました。

これはやはり、なにより子供の安全重視、子供を守るための大人の役割として、しっかりと防制するためにも、予防教育なるものを学校の方で是非、実施していただきたい。また、今、教育長の方から御答弁いただきました、被害者にも加害者にもならない、私も檀上で言いましたけど、傍観者にもならないということも、是非、お願いをしたいという風に思います。

また、先ほども申し上げましたが、性犯罪の再犯率が非常に高いということでもありますので、そのためにも、再犯防止、特に最初の再犯を防ぐことが重要であると思いますので、県警としても引き続き取り組んでいただきたいと思います。

令和6年2月定例県議会 一般質問（3月4日） 教育長・知事答弁要旨
21番 自由民主党 今井隆喜議員

【質問要旨】

1 県立高校の体育館等への空調設備の設置について

- (1) 県立高校の体育館・武道場への空調設備の設置について、来年度からの4年間で、すべての高校に順次整備をしていくとお聞きをしていますが、どのように取り組んでいけるのか、お聞きいたします。
- (2) 今回の県立高校体育館・武道場への空調設備設置にあたり、L P ガス方式、電気方式、都市ガス方式など多様な熱源方式が考えられますが、設計施工一括発注方式の入札公告時に示す要求水準書に、どのように盛り込んでいくのかお聞きをいたします。

【教育長答弁要旨】

- (1) 県立高校の体育館等への空調設備の設置についてのお尋ねのうち、まず、整備の進め方についてお答えいたします。

熱中症対策を進めるため、県立高校 150 校のうち、来年度末で廃校となる 4 校と体育館・武道場のない 1 校を除く 145 校の体育館・武道場 292 棟に 4 年間で空調整備を進めることとし、2024 年度は 36 校 74 棟を、2025 年度以降も毎年、同程度を整備してまいります。

整備にあたりましては、地域ごとに数校程度をまとめて入札を行ってまいります。中高一貫校のうち、中学校用の体育館を整備しない日進高校と愛知総合工科高校、2025 年度にフレキシブルハイスクールとなる佐屋高校始め 4 校、2025 年度、2026 年度に夜間中学を設置する豊橋工科高校始め 3 校については、来年度整備を行います。

また、長寿命化改修工事や校舎整備工事と空調整備が同一年度に重ならないよう、学校運営にも配慮しながら、年度ごとの整備校を決定し、全ての県立高校の体育館・武道場へ空調整備を進めてまいります。

- (2) 次に、空調設備の熱源方式について、お答えいたします。

議員お示しのとおり、設計・施工一括発注方式においては、入札公告時に、請負業務における仕様書として、事業者を求める最低限の業務の範囲や実施条件、水準などを記載した要求水準書を示す必要がございます。

今回の体育館等への空調設備の整備にあたりましては、空調設備の機能、設計・施工

を行う業者の実施体制などの項目について、県が求める水準を示す予定としております。

熱源につきましては、電気、都市ガス、LPガス方式が一般的であり、初期費用や維持費用のほかにも燃料の備蓄性など、それぞれに強みがあることから、今回の要求水準書の中には、県から熱源の方式を指定せず、事業者による多様な提案によることとしたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、全ての県立高校の体育館・武道場へ空調設備を設置することで、学校における熱中症対策を進め、子どもたちが安心して学び運動ができる教育環境をしっかりと整えてまいります。

【知事答弁要旨】

県立高校の体育館等への空調設備の整備について、私からも、お答えをいたします。

近年の地球温暖化の影響により、気温 35 度以上となる「猛暑日」が、去年は 32 日となるなど、熱中症のリスクが高まっております。

こうした中で、学校現場における熱中症対策としましては、国の基準に基づき、愛知県においても「熱中症予防に向けたガイドライン」を策定し、暑さ指数 WBGT: Wet-Bulb Globe Temperature と言いますが、この暑さ指数が 31 度以上の時には、これは概ね気温 35 度以上、まさに猛暑日に相当する値であります。暑さ指数が 31 度以上の時には、体育や部活動の中止を検討することとしております。まあ、中止ということもございます。

このため、近年の猛暑の中にあっても、体育や部活動といった教育活動が継続できるように、厳しい財政状況の中ではありますが、来年度から 2027 年度までの 4 年間で総額 180 億円を投じて、全ての県立高校の体育館・武道場に空調設備を整備することといたしました。

空調設備の整備にあたっては、1 日でも早く使用開始できるよう、工期の短縮を図るため、設計・施工一括発注方式とし、予算の議決を条件に付した上で、3月上旬から順次、入札公告をしてまいりたいと考えております。やると決めたら、1 日でも早い方がいいということもございます。

また、県立高校の多くの体育館や武道場が、市町村からの要請により避難所に指定されておまして、今回の空調設備の整備は、避難者の生活環境の改善にも資するものであります。

このため、避難所に指定されている学校につきましては、早い年度に整備をしてみたいと考えております。避難所に指定されているところが優先的に整備されていく方が効率的ということでもあります。

愛知の未来を担う子どもたちの命と健康を守るとともに、災害避難所の改善につながる空調設備の整備を、スピード感を持って、強力に推進してまいります。

令和6年2月定例県議会 議案質疑（3月8日） 教育長答弁要旨
第5区分1番 自由民主党 伊藤貴治議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

医療的ケア児の通学支援について

今年度実施して見えた本事業の成果と課題、また次年度、実施する学校ではどう改善し拡大していくのか。その展開と考えをお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

医療的ケア児の通学支援について、お答えをいたします。

医療的ケア児のための「通学支援モデル事業」は、議員お示しのとおり、毎日自家用車で送迎を行っていただいている保護者の負担を、少しでも軽減をするため、保護者の都合に合わせて、保護者に代わって、福祉タクシー等に看護師が同乗をし、通学途中でも医療的ケアを行いながら、子供を学校まで送り届ける事業でございます。

今年度は、名古屋特別支援学校をモデル校として、2月までに5名の児童生徒を対象として、延べ22回実施をいたしました。事業を活用した保護者からは、感謝の声をいただいております。医療的ケア児をもつ保護者の負担の軽減につながる、効果の高い事業であると実感しております。

しかし一方で、本事業では、ふだんから子供のケアに関わっている訪問看護ステーションなどの事業者への依頼をできるよう、保護者に事業者の選定をお願いするしくみとしていることから、保護者からは、事業者への説明などの事務手続きが難しいため、分かりやすい資料がほしいという声や、ふだん利用している事業者が、この事業に対応できないため、他の事業者に関する情報が欲しいという声もいただいております。

そこで早速、来年度に向けて、本事業についてコンパクトにまとめたリーフレットや、県教育委員会が把握をしている事業者の一覧を作成し、保護者に提供する準備を進めてまいります。

こうした運用面の改善を図り、より使いやすい制度にし、来年度は、名古屋特別支援学校に、港特別支援学校を新たに加えた2校をモデル校として実施をまいります。こうした取組を積み重ね、医療的ケア児の通学支援を進め、保護者の負担の軽減につなげてまいります。

令和6年2月定例県議会 議案質疑（3月8日） 教育長答弁要旨
第5区分2番 自由民主党 杉浦友昭議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

公立学校情報機器整備基金事業費について

県として、各市町村における一人1台端末の更新をどのように支援していくのか、教育長にお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

一人1台端末の更新に関する市町村への支援について、お答えいたします。

文部科学省は、昨年11月に、市町村において、小中学生の一人1台端末が計画的・効率的に更新されるよう、各都道府県に基金を設置し、端末の更新費用を補助する方針を決定いたしました。これを受けて、今議会に予算と併せて、基金を設置する条例案を提出させていただいており、基金を活用して来年度から5年間をかけて、市町村における一人1台端末の更新を支援してまいります。

また、市町村は、基金から補助を受けるにあたって、5年間の中で、いつ何台端末を更新するのかや故障への対応、端末を学びの中でどのように活用していくかなど、4つの計画を作成して、国へ提出することとなっております。そこで、市町村が計画を作成する際に、県教育委員会が必要なアドバイスを行い、円滑に整備が進むようにしてまいります。

加えて、端末の調達に際しても、県教育委員会が市町村の希望を取りまとめ、一括して行うことにより、単価を抑えるとともに、市町村の事務負担の軽減を図ってまいります。

これらの取組により、市町村がスムーズに端末を更新できるよう支援してまいります。

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

教育情報通信ネットワーク運営費（デジタル採点システム）について

2023年度に試行的にはありますが、導入された2校での得られた教職員の方々の生の声を含めた、今までの成果や課題。

そして、来年度、2024年度はデジタル採点システムの導入を、県内5校に拡充予定と伺っておりますが、なぜ、2024年度の導入校は、県内全体で5校とされたのか。

そして、今後は、全校導入にむけて5校から出てくる成果や課題を、未導入であります残りの高校と、どのように情報を共有し、また、どのタイミングで全校に導入したい、していく、と考えるみえるのか、お伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

県立高校へのデジタル採点システムの導入について、お答えいたします。

まず、これまでの成果でございますが、今年度、五条高校と安城東高校の2校に、デジタル採点システムを試行的に導入し、1学期の定期考査を終えた7月に、2校の教員にアンケート調査を行いました。その結果、1クラス当たりの採点にかかる時間の平均が、導入前の約90分から、導入後は約60分に短縮されるとともに、「記述問題では解答を並べて見比べながら採点できることから、採点の基準のブレがなくなり、より正確な採点ができるようになった」という声や、「手作業で得点を集計する必要がなくなり、ミスが減った」などの声があり、高い効果があったことが確認されました。このように、デジタル採点システムは、教員の働き方改革を進める上で、大変有効なツールになると考えております。

一方、課題としましては、教科や教員によって使用状況にばらつきがあり、学校全体での利用は、もう少し実践の積み重ねが必要という点でございます。

来年度につきましては、幅広い教科で、システムが効果的に機能するのかを検証するとともに、採点結果のフィードバックを生徒の気付きや、学習意欲の向上につながる実践事例を蓄積するため、職業学科を含め学科の特性や、地域バランスなども考慮して、モデル

導入校を5校に拡大してまいります。

こうした実証を積み重ね、デジタル採点の特性を存分に引き出した活用を、すべての県立高校で共有し、子どもたちの学びの充実につなげていけるよう、できるだけ早期にデジタル採点システムを全校に導入することを目指してまいります。

【要望】

ご存じの通り、デジタル採点システムには、クラウド版などもあり、ネットワークの環境があれば、校内でなくても答案用紙の採点が可能というメリットがあります。大規模感染時や、在宅ワークといった場合にも、リモートでの採点も可能です。多様な働き方を選択できる社会を形成していくには、画一的な環境や労働条件ではなく、それぞれの生活事情や、価値観を踏まえ、できるだけ柔軟で、多元的な労働スタイルに、応えていける環境を整えていかなければなりません。昨日の議案質疑においても、ワークライフバランスの話も出ておりましたが、多様な働き方が可能な職場であれば、職員のモチベーションもさらに上がりますし、個々が持つ、能力やスキルも、大いに発揮しやすくなると思います。それは、学校で過ごす児童や生徒にとっての環境整備である、とも言えます。

2024年度の本算定予算では、県下5校の公立高校で試行的に導入となりますが、5校での活用結果を少しでも早く精査していただき、全校と情報を共有し、少しでも早く、デジタル採点システムを全校に取り入れていける環境を整えていただきますよう、お願い申し上げます。

令和6年2月定例県議会 議案質疑（3月8日） 教育長答弁要旨
第5区分10番 公明党 岡明彦議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

アントレプレナーシップの育成について

- (1) 2025年4月に開校する半田高校附属中学校では、半田高校で行っているアントレプレナーシップの育成につなげるため、どのような取組を行っていくのか、お伺いいたします。
- (2) 中高一貫校以外の県立高校では、アントレプレナーシップの育成に、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

- (1) アントレプレナーシップの育成についてのお尋ねのうち、はじめに、2025年4月に開校する半田高校附属中学の取組について、お答えいたします。

半田高校附属中学では、「チェンジ・メーカー」の育成に向けて、中学校3年間を通して、じっくりと探究学習に取り組んでまいります。

探究学習の柱となる「総合的な学習の時間」の授業では、生徒一人一人が主体性をもって、テーマの設定、情報収集、分析、まとめ、発表という探究学習のプロセスを繰り返しながら、探究心やチャレンジ精神を培ってまいります。

また、生徒同士が、互いの探究学習の成果や課題について対話を重ね、探究を深めていくことによって、他者と協働しながら新たなアイデアや価値を生み出す創造性を育ててまいります。

さらに、「総合的な学習の時間」以外の教科の授業や学校行事においても、探究的な学びを大切にしております。

このように、教育活動の全体を通して探究学習に取り組むことによって、好奇心にあふれ、自ら問いを立て、失敗を恐れずに挑戦する「チェンジ・メーカー」を育成していく中で、アントレプレナーシップの基礎をしっかりと育て、高校からのアントレプレナーシップ教育につなげてまいります。

- (2) 次に、中高一貫校以外の県立高校における、アントレプレナーシップの育成について、お答えをいたします。

これからの時代には、自ら社会の課題を発見し、既存の枠組を超えて行動を起こし、

新たなアイデアや価値を生み出していくことのできる人材が、あらゆる分野で必要となつてまいります。

そのため、学校教育の中で、アントレプレナーシップを身に付ける学びを取り入れ、実践をしていくことは、大きな意義があると考えております。

愛知商業高校を始め商業高校5校では、今年度から名古屋商科大学が開発をした「ビジネス探究プログラム」を使って、社会の課題解決をテーマにビジネスプランを考える探究学習を取り入れております。また、天白高校は愛知大学と、犬山総合高校は岐阜大学と連携をし、各大学が開発をしたプログラムを使った探究学習を通して、アントレプレナーシップの育成に取り組んでおります。

そして、中高一貫校では、ICU（国際基督教大学）、名古屋外国語大学と連携をしたりベラルアーツ教育や、国際バカロレア教育の実践を通して、主体的に行動をし、粘り強く実行する力や、他者と協働をして課題を解決する力を持ち、新たなことに果敢に挑戦をするアントレプレナーシップを身に付けた「チェンジ・メーカー」の育成に取り組んでまいります。

こうした大学と連携をしたアントレプレナーシップ教育の取組を、他の県立高校にも広く展開をし、これからの社会で活躍をできるアントレプレナーシップあふれる人材を育成してまいります。

【要望】

ご答弁、有難うございました。

本質問をするまでに、県大の執行部の皆さんから3回、県大の教育改革をテーマに意見聴取を、また、中高一貫校での新たな学びを模索する半田高校の校長先生とは同じく3回、意見交換をいたしました。

どちらの皆さんも、真剣に今後必要な学びを考え、教育改革の意欲溢れる姿に感銘しました。アントレプレナーシップ教育の成功に向けて、最大限のサポートをしなければならぬと思った次第です。そこで要望したく存じます。

アントレプレナーシップ教育では、自分の強みや興味、社会の課題やニーズを見つける方法、ビジネスモデルやプロトタイプ の作り方、チームワークやコミュニケーションのスキルなど、スタートアップに関する知識や技術を学びます。そして、アントレプレナーシップ教育を受けた学生や研究者が、実際に企業や新規事業に取り組む過程から、スタートアップ人材の育成が始まります。

このように、アントレプレナーシップ教育とスタートアップ人材の育成は、相互に深

く影響し合う関係ということが出来ます。

本県では、ステーションA Iの開業により、中・高生から大学生へ連続性を持ったアントレプレナーシップ教育の大きな出口が用意されます。人の成長段階に応じたアントレプレナーシップ教育が、県大のインキュベーション施設の整備と、県教委の新たな学び、経済産業局長から答弁がありました小中高生起業家精神育成事業等によって、スタートアップ戦略の中に具体化されようとしているわけです。

今お伺いした各局の新たな施策・事業が横串でガッチリとつながる、つまり、各局が連携し戦略的に事業展開されることによって、スタートアップ人材をはじめとする「チェンジ・メーカー」が、本県で続々と生まれることを期待します。

こと県大については、在学生の7割超が女性でありますので、男性とは違う視点や感性を持ったスタートアップ人材が育つ可能性を感じます。また、県大は同じ系列にある県立芸大との連携もできると思います。ゆえにアート思考、リベラルアーツ思考を深く持ち得たスタートアップ人材の育成にもウイングを広げることもできると考えます。

今後、各局が連携をいっそう密にし、県大や高校等の教育改革の成果をも最大に引き出すスタートアップ戦略を実行するよう要望して、質問を終わります。

令和6年2月定例県議会 議案質疑（3月8日） 教育長答弁要旨
第5区分11番 減税日本 井上しんや議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

1 情報通信技術支援員配置事業費について

これまでの2年間での本事業をどのように分析、評価をされ、来年度以降はどのような支援内容を想定されているのか、お伺いします。

2 小中学生を対象としたSNS相談事業費について

小中学校の児童生徒たちの幅広い悩みに対し、不安やストレスの軽減のために、SNSでの相談事業を行われているものと思いますが、取り組み内容と、その周知の方法、また、利用状況についてお伺いします。

【教育長答弁要旨】

1 はじめに、情報通信技術支援員、いわゆるICT支援員の配置事業について、お答えいたします。

本県では、県立高校と特別支援学校に、この2年間で、各校に9回、ICT支援員を派遣いたしました。

当初は、ログインができない、アプリの使い方が分からないなど、基礎的な操作について支援するケースが多くありましたが、最近では、アンケートの自動集計や授業でのクラウド活用に関することなど、より高度な支援内容が増えてきております。

ICT支援員の支援を受けた約700人の教員に、支援の効果についてアンケートを行ったところ、授業でタブレット端末を「ほぼ毎日使用する」と回答した教員が、38%から44%に増加し、一方、「ほとんど使用しない」という教員は、19%から12%に減少しており、ICT支援員の効果が確認できました。

来年度につきましては、ICTにまだ苦手意識のある教員に焦点を当て、ICT支援員を各学校に年3回派遣し、個別に支援を行うことで、活用スキルの底上げを図ってまいります。

また、ICTの活用について、教員が情報交換や交流ができる場をオンライン上に設けており、そこでICT支援員が効果的な活用事例を紹介したり、教員からの質問に答えたりすることで、教員がスキルをさらに高めて、将来的には、自立し自走できるよう

支援しているところでございます。

こうした取組を続けることで、教員が、ICTの活用スキルや知識を、常にアップデートしていけるようにしてまいります。

2 次に、小中学生を対象としたSNS相談事業についてお答えいたします。

小中学生の悩みへの対応といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの面談による相談と、24時間の電話による相談を実施してまいりましたが、対面や電話が苦手な子供もいることから、LINEを使ったSNSでの相談「あいちこども相談」を、2023年5月に開設し、相談体制の充実を図ったところでございます。

このLINEによる相談は、小学校4年生から中学校3年生を対象に、毎週火曜日・木曜日・日曜日の週3日、午後4時から午後10時まで、臨床心理士等の相談員3名が、匿名による相談に応じております。夏休みや冬休みといった長期休業明けには、登校への不安に悩む子供が増えることから、休みの終了前後の2週間は毎日、実施しております。

SNS相談のスタートに当たっては、子供たちに知ってもらい、必要なときに利用してもらえるよう、相談窓口につながるQRコードを載せたチラシを作成し、全ての小中学校で一人一人の子供に配付いたしました。また、インターネットで簡単に検索ができるよう、県教育委員会のWebページにもチラシと同じ内容を掲載するとともに、LINEやX（旧Twitterでございますけれど）でも発信をしております。

利用状況は、開設から約9か月となる今年の1月末までに、637人が登録し、延べ523件の相談を受けております。

これからも、身近なLINEによって気軽に相談できるというメリットがさらに活かせるよう、一人一台タブレットの画面上に相談窓口の案内を掲げるなど、より利用しやすい環境づくりに努め、悩みをもつ小中学生の心に寄り添いながら、不安やストレスを軽減できるようにしてまいります。

【要望】

私の方から2点要望させていただきます。

まず1点目、ICT支援員についての要望です。今後も愛知県によるICT支援員の一層の強化を要望します。児童生徒たちの身の回りには当たり前前にスマホやタブレットがあります。教職員の皆様の方が生徒たちにおいていかれる状態になっていないか心配してし

まいます。アンケート結果を拝見すると、ICT支援員の開始後でも、ほとんど使用しない、月一回程度という方が全体の約23%ということで、開始前からは8%程下がっておりますけど、もちろん体育の先生など授業の中でほとんど使われない方は一定数いらっしゃるかと思いますが、学びの質の向上という目的で導入されたタブレット端末の「使い方」を知るだけでは、学びの質の向上からはまだまだ遠いと思います。使い方をすることは当たり前前に、それをどのように活用するのか、タブレットを用いてどのように学校業務に生かしていくかを考えることで、学びの質の向上や、教職員の皆様の働き方の向上にもつながってくるものかと思います。

また、ICT支援員に対する満足度をみてみますと、満足、やや満足の意見が半分行っていない状態かと思います。そういったところも踏まえて、ただICT支援員をもっと派遣してほしいという声については、約90%の先生方が求めていることもアンケートの結果で分かりました。指導員の皆様を要望する声が多いのは、もっと知識をつけたい、もっと活用していきたい、学んでいく必要があるという教職員の皆様の前向きな姿勢だと思いますので、自立に向けた伴走型の支援の継続と拡充を強く要望いたします。

2点目です。SNS相談事業について、内容を適切に振り返り、ブラッシュアップしていくことを要望します。

学校に行きたくない、でも誰かに相談したい、電話ではどこか怖くてスマホ上だけでも誰かと話したい、そんな風に今を悩み生きる子どもたちに寄り添うためにSNS相談事業を立ち上げていただいたものと思います。

子どもたちを取り巻く環境は刻一刻と変化していておりますので、こうした状況にも対応していくために、定期的にどのような内容の相談が多かったのか、問い合わせ時間や件数を振り返り、もっと時間や人員を拡充した方がいいのか、対象年齢を拡大するのかなど、事業を行う1年間のなかでもっと詳しいデータが欲しいなど、委託業者との連携もお願いいたします。

一人でも多くの子どもたちの心に寄り添ってあげられるように、相談したかったのに結局できなくて、さらに孤独感を味わってしまうということが無いように、また相談したのに対応内容に満足がいけないということがないように、定期的にデータの分析と事業への反映もしていただきたいです。非常によい取り組みだと思いますので今後も適切に振り返り、ブラッシュアップしていただけるよう強く要望いたします。

【質問要旨】

- 第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費
第2項 小学校費
第3項 中学校費
第4項 高等学校費
第5項 特別支援学校費

教員の働き方改革、教員不足の解消について

(1) 部活動指導員配置事業費補助金について

ア 中学校における部活動指導員配置事業費補助金について、事業の概要と、これまでの配置状況、新年度の配置予定についてお伺いいたします。

イ 部活動指導員の配置は、中学校の現場において、どのような効果が期待でき、また、どのような課題があるか、お伺いいたします。

(2) 小学校高学年における教科担任制の強化について

愛知県では、小学校高学年における教科担任制を推進する専科指導教員の配置をどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

(3) 産休・育休代替教員の前倒し任用について

産休・育休の代替教員の前倒し任用を一般教員だけでなく養護教諭や栄養教諭にも対象を広げるべきであると考えますが、愛知県ではどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(1)ア はじめに、部活動指導員配置事業費補助金について、お答えいたします。

この事業は、教員の働き方改革の一環として、顧問の教員に代わり、実技指導や、休日の大会の引率などができる部活動指導員を、中学校に配置する経費の一部について、国と県が市町村に補助するものでございます。

これまでの配置状況は、この事業を開始した2018年度は、7市に33人でございましたが、昨年度は、13市に188人、今年度は、17市町に330人となっております。

来年度は、21市町に340人程度を配置していく予定でございます。

(1)イ 次に、中学校への部活動指導員の配置による効果と課題について、お答えいたしま

す。

効果としましては、専門的な知識や技術を持った方が、教員に代わって部活動の実技指導や、休日の大会の引率など、顧問の仕事を行うことで、教員は、授業の準備や生徒と向き合う時間を確保することができるようになります。また、経験のない部活動の顧問を受け持っている場合には、教員の心理的な負担の軽減にもつながります。生徒にとっては、より専門的で適切な実技指導を受けられるという、大きなメリットがございます。

一方で、市町村からは、学校が必要とする人数の部活動指導員を確保することが難しいという声も聞いております。

そこで、県教育委員会では、アスリートを多く抱える企業や大学の協力を得て、元アスリートの方を中心に部活動指導員に登録していただき、市町村のニーズとのマッチングを行う「人材バンクシステム」を開発し、今年の5月から運用を始めます。これにより、市町村の人材確保の不安を取り除いていけるのではないかと期待をしております。

こうした取組により、教員の働き方改革の推進と、部活動の充実を図ってまいります。

(2) 次に、小学校高学年における教科担任制の専科指導教員の配置について、お答えをいたします。

本県では国の計画に沿って、教科担任制の専科指導教員を順次増員をし、今年度までに専任教員を221人、非常勤講師を44人配置しております。

来年度は、議員お示しのとおり、国の計画の1年前倒しを受けて、専任教員を118人、非常勤講師を17人増員してまいります。

教科担任制の専科指導教員を配置した学校では、「専門性の高い教員による授業や、教材の充実・改善が図られ、児童の学びに深まりが見られた」、「学級担任の負担軽減により、子供と向き合う時間にゆとりができ、より一層きめ細かな指導ができた」、などの効果があがっております。

このように、教科担任制は、授業の充実により、子供たちの学びへの姿勢や理解が一層高まるとともに、学級担任の空き時間が生まれて、子供と向き合う時間が確保でき、教員の働き方改革にもつながる非常に有効な取組でございます。

国の計画は2024年度までとなっておりますが、すべての小学校で取り組むには、ま

だ教員数が足りておらず、充分には行き届いておりません。県教育委員会といたしましては、2025年度以降も教科担任制の専科指導教員の拡充が図られるよう、他県とも連携しながら、国に対して要請してまいります。

(3) 最後に、産休・育休取得者の代替教員の前倒し任用について、お答えをいたします。

議員お示しのとおり、今年度から、小・中学校、高校、特別支援学校において、一般の教員を対象に、産休・育休の代替教員を4月から任用できる、前倒し任用制度を導入しております。

本制度を導入した結果、代替教員を確保しやすくなるとともに、子供たちにとっては、学級担任の年度途中での交代を避けることができるといった効果があったほか、「産休・育休の代替教員があらかじめ確保されるため、遠慮することなく産休・育休を取得できるようになった」という声も聞いております。

一方で、学校現場からは「養護教諭や栄養教諭も前倒し任用制度の対象に加えてほしい」という要望が多くありましたので、全国知事会とも連携して、国に対し要請をしたところ、来年度から、小・中学校の養護教諭・栄養教諭が対象に加わることとなりました。

これに伴い、本県におきましても、来年度から、新たに対象となる小・中学校の養護教諭・栄養教諭に加え、国の制度の対象とならない高校・特別支援学校の養護教諭・栄養教諭も、本県独自に対象としてまいります。

こうした取組により、教員が安心して産休・育休を取得できる環境を整えるとともに、教員不足の解消に努めてまいります。

【要望】

部活動指導員について要望させていただきます。

この補助制度ができた2018年度には7市に33人、昨年度は13市に188人、そして来年度の予定では、21市町に340人程度を配置する予定ということで、市町村からのニーズは間違いなく増えていると思います。

今年度から始まり来年度にも予算化されている事業として部活動の地域移行に向けた実証事業の実施があります。

部活動を地域移行して、学校内の部活動を廃止するという取り組みと部活動指導員によって、学校内の部活動を存続させる、どちらも目的は教員の負担軽減、つまり働き方改革

であるにも拘わらず、事業としてのあり方は、本当に正反対のように私は思います。

先の一般質問の、林議員さんの一般質問において部活動のもつ意義についてこのように紹介されています。中学校学習指導要領では、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場や、生徒の状況理解など、その教育的意義は高い、としているとのことであります。また同じ質問の中で地域移行の課題として、指導者を確保することの難しさ、部活動をする場所の確保の難しさ、そして掛かる費用の保護者負担の問題といったことを挙げておられました。

先ほど、部活動の意義は高いといった、中学校の学習指導要領の話をししましたが、確かに自分自身でも、半世紀ほど前での中学校、高校での部活動のことを思い出すと、単にクラス内だけではない、様々な学びがありました。あるいは、人間関係の中で、もしかしたら一生付き合っていけるような、貴重な友達が得られる、そういった、意義が部活動にはあったなど、今でも思い出されます。

そして、先ほど申し上げました、地域移行の中の指導者確保の難しさについては、今答弁いただいたように、部活動指導員制度によって、国・県からの補助も入るわけでありまして、人材バンクシステムを5月から、採用するということであって、これで部活動指導員の確保の難しさは、少しは緩和されるのではないかと思います。

また、地域移行する際の、活動をする場所の確保や掛かる費用の保護者負担の問題については、部活動を存続して、部活動指導員を入れる方法ですと、これまで通り学校の施設を使用するわけでありまして、この2つの課題は発生しないのではないかと思います。

そして何より大切なことは、この議論を教員の負担軽減、つまり働き方改革のためといった目的を第一義的な目的にして進めないことが大事だと思います。

第一義的な目的はあくまで子供たちにとってより良い部活動にするということで、その次に、教員の負担軽減や働き方改革が来るべきだと思っております。

そういった意味では、先ほど中学校学習指導要領で述べられている部活動の意義を申し上げましたが、先ず何とかこれまで通り、部活動を存続させる姿勢が大切なのではないかなと思います。決して部活動をやめるのではなくて、部活動指導員を確保して、何とか学校の中で、教育的意義の高い学校の中での部活動を存続させることが、私は大事だと思います。

そうは言っても、部活動の地域移行は、国全体の政策であり、私がここでいくら地域移

行反対と力説しても詮無いことですので、これを否定するものではありませんが、直ちに全ての部活動を移行していくことを求めるのではなく、部活動指導員の配置を拡充して地域連携を行うなど、市町村が、その実情に応じて進めることができるよう、県としてもしっかり支援して頂くことをお願いして質問を終わります。